

卸電力市場価格の高騰を踏まえた特別措置について (再生可能エネルギー電気卸供給料金の分割支払)

当社は、本年2月5日および2月8日、経済産業省から、この冬の厳しい寒さと天候不順等による電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の高騰を踏まえ、再生可能エネルギー電気卸供給料金^{※1}について、再生可能エネルギー電気卸供給を利用する小売電気事業者が均等に分割して支払うこと等を可能とする手続きを行うよう要請を受けました。

本要請を踏まえ、2月10日、「再生可能エネルギー電気卸供給約款^{※2}以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日、承認を受けましたので、お知らせいたします。

特別措置の主な内容は別紙のとおりです。

- ※1 一般送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気は、卸電力取引市場を経由して小売電気事業者へ引き渡すほか、希望する小売電気事業者等に対して卸供給を行っており、この卸供給を「再生可能エネルギー電気卸供給」、卸供給にかかる料金を「再生可能エネルギー電気卸供給料金」といいます。
- ※2 一般送配電事業者が買い取った再生可能エネルギー電気を、希望する小売電気事業者等に対して卸供給する場合の料金等の供給条件を定めたものを「再生可能エネルギー電気卸供給約款」といいます。

以 上

特別措置の主な内容

1. 内 容

令和3年2月15日までに経済産業省に対する申し入れがあった再生可能エネルギー電気卸供給を利用する小売電気事業者について、所定の期間に当社に必要な申込があった場合に、2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給料金を最大4か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とします。

なお、小売電気事業者から経済産業省に上記申し入れがあった場合には、要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日まで延長します。

2. 適用対象料金

令和3年2月15日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給料金

3. 適用対象の事業者

令和3年2月15日までに経済産業省に対する申し入れをしたうえで、当社に申込があり、以下の①から③の要件をすべて満たしている小売電気事業者

- ① 今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、市場価格に連動して高額な電気料金の請求を受ける需要家や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける需要家の求めに応じて、支払猶予等の措置を講じていること
- ② 以下のいずれにも当てはまらないこと
 - ・ 令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること
 - ・ 令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において売上・営業利益・純利益額のいずれもが、前期および前々期に比して悪化していること
- ③ 分割支払い措置が講じられている期間において、卸電力市場における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約を締結していること

4. 特別措置のお申込み方法

令和3年2月15日までに経済産業省に対する申し入れをしたうえで、2月15日から3月15日までの間に当社の託送サービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。お申込みをいただいた後、当社は経済産業省と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。

5. お問い合わせ窓口

四国電力送配電株式会社 託送サービスセンター

T E L : 0 5 0 - 8 8 0 1 - 3 7 5 9

受付時間 : 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0、1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

土曜日、日曜日、祝日は除く

以 上